

写

## 監査結果報告書

宝監第222号  
令和7年(2025年)12月22日

宝塚市長 森 臨太郎様

宝塚市監査委員 和田和久  
同 本田裕一  
同 藤岡和枝

令和7年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

公益財団法人宝塚市文化財団  
宝塚だんじりパレード実行委員会  
特定非営利活動法人コスモス  
特定非営利活動法人兵庫虹の会  
社会福祉法人希望の家

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

# 公益財団法人 宝塚市文化財団

## 第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

公益財団法人宝塚市文化財団（以下「文化財団」という。）における主に令和6年度の出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査に係る出納その他の事務の執行

1 基本財産の額	401,491,090円
出資比率	100%
2 公の施設の指定管理の状況	
(1) 宝塚市立文化施設指定管理料	223,470,000円
(2) 宝塚市立宝塚文化創造館指定管理料	30,859,000円

## 第3 監査の期間

事務局監査 令和7年10月 1日から令和7年11月28日まで

監査委員監査 令和7年11月28日

## 第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、收支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

## 第5 監査の結果

市の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 宝塚市文化財団第3次中期振興ビジョンについて

本市では、文化芸術基本法に基づき、兵庫県の芸術文化振興ビジョンの内容を踏まえて第2次宝塚市文化芸術振興基本計画（以下「第2次基本計画」という。）を令和3年7月に策定しています。文化財団においては、市の第2次基本計画の目標達成への貢献と、経営的にもより安定した団体として、文化芸術のまちづくりを自律的に牽引していくために、計画期間が令和4年度から令和8年度までの宝塚市文化財団第3次中期振興ビジョン（以下「第3次ビジョン」という。）が令和4年3月に策定されています。

第3次ビジョンを確認したところ、期間中の見通し（事業収入・支出、人件費）において、宝塚市立文化芸術センター（以下「文化芸術センター」という。）の指定管理者となった場合に経営状況が改善する見通しとなっており、指定管理者とならなかった場合の経営改善に向けた取組についての記載はありませんでした。

また、令和6年度決算報告書の貸借対照表を確認したところ、流動資産が2,366万円、流動負債が5,723万円となっており、流動比率は41.3%でした。流動比率の悪化に対する分析及び評価について所管課に確認したところ、「令和7年度からの文化芸術センターの指定管理者として指定されたことにより、その運営準備のために先行投資を行ったことが大きく影響している。加えて、昨今の人件費や物価高騰による固定費の上昇が、流動資産である運転資金減少の要因として挙げられる。流動比率が適正水準外であることは、健全な財務状況ではないとみなされることとなり、従来どおりの事業運営を継続するのではなく、財務状況の改善に向けて取り組む必要があると認識している。」旨の説明を受けました。文化芸術センター運営準備のための先行投資により、流動資産が減少したことは一定理解できますが、短期的な支払能力を示す指標である流動比率が、一般的に注意が必要とされる100%を大きく下回っており、短期的な資金繰りに問題が生じるリスクが高まるため、流動資産及び流動負債についても見通しを立てる必要があるのではないかと考えます。また、次期ビジョンの策定に当たっては、第3次ビジョンにおける見通しと実績に乖離が生じた理由を整理した上で、補助金や協賛金の獲得等新たな財源の確保、事業の縮小・隔年化・廃止等事業の見直しなど収支改善の取組を反映し、収支均衡した収支計画を策定してください。

所管課においては、文化財団が文化芸術振興の推進母体としての役割を果たすために、今後も持続可能な運営ができるよう助言、指導等を行ってください。

## 第7 指定管理の概要

### 1 宝塚市立文化施設（以下「文化施設」という。）

#### （1）指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

イ 指定管理料 令和6年度 223,470,000円

#### （2）指定管理施設の概要

ア ベガ・ホール

（ア）所在地 宝塚市清荒神1丁目2番18号

（イ）敷地面積 2,258.97m<sup>2</sup>

（ウ）施設概要 延べ床面積 1,902.46m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建

（エ）駐車場 敷地内 10台

敷地外 13台（宝塚市清荒神1丁目253番地（借地））

イ ソリオホール

（ア）所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号

（イ）施設概要 ソリオ1（区分所有建物）の3階部分

延べ床面積 約2,247.67m<sup>2</sup>

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

#### （3）施設設置の目的

市民の芸術及び文化の向上に寄与するため、文化施設を設置しています。

#### （4）指定管理者が行う業務

ア 以下の事業を遂行する業務

（ア）芸術及び文化活動のため、施設をその利用に供すること。

（イ）芸術及び文化の振興に関すること。

（ウ）芸術及び文化活動の育成に関すること。

（エ）芸術及び文化に関する情報の収集及び提供に関すること。

（オ）（ア）から（エ）までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

イ 利用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、文化施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

## 2 宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）（以下「文化創造館」という。）

### （1）指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

イ 指定管理料 令和6年度 30,859,000円

### （2）指定管理施設の概要

ア 所在地 宝塚市武庫川町6番12号

イ 敷地面積 約2,043.96m<sup>2</sup>

ウ 施設概要 延べ床面積 1,281.69m<sup>2</sup>

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

エ 駐車場 29台（敷地内）

### （3）施設設置の目的

宝塚音楽学校旧校舎を歴史的建造物として保存し、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため、文化創造館を設置しています。

### （4）指定管理者が行う業務

#### ア 以下の事業を遂行する業務

（ア）舞台芸術を中心とした文化活動の公演の開催に関すること。

（イ）舞台芸術を中心とした文化活動に関する講演会、研修会等の開催に関するこ  
と。

（ウ）舞台芸術を中心とした文化活動のため、施設をその利用に供すること。

（エ）舞台芸術を中心とした文化活動に携わる人材の育成に関するこ  
と。

（オ）宝塚歌劇が生み出した文化及び宝塚音楽学校の歴史に関する情報の提供に  
すること。

（カ）（ア）から（オ）までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

#### イ 利用許可に関する業務

#### ウ 利用料金の徴収に関する業務

#### エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、文化創造館の管理に関し市長が必要があると  
認める業務

## 第8 文化財団の概要

### 1 名称等

- (1) 名称 公益財団法人 宝塚市文化財団
- (2) 所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号 ソリオ1・3階
- (3) 設立日 平成6年4月1日
- (4) 基本財産の額 401,491,090円

## 2 目的及び事業

文化財団は、地域住民の自主的な参加を得て、地域の文化活動の振興に資する事業を行うとともに、地域住民にすぐれた芸術文化を提供し、もって地域文化の創造及び発展に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- (1) 芸術文化鑑賞事業等の開催
- (2) 地域の芸術文化活動の育成及び援助
- (3) 地域の文化に関する情報の収集及び提供
- (4) 芸術文化施設の管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 3 市との関係

- (1) 市出資額  
401,491,090円 (100%)
- (2) 役員の兼務等  
常務理事兼文化財団事務局長 (市職員)  
理事 (産業文化部次長)  
評議員 (産業文化部長)

## 4 事業年度

文化財団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっています。

## 5 経営状況

令和3年度から令和6年度までの比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

### 比較正味財産増減計算書

科 目	年 度					(単位 円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年増減	
	決算額	決算額	決算額	決算額		
経常増減の部	基本財産運用益	2,121,034	2,121,034	2,368,880	2,559,723	190,843
	特定資産運用益	169,860	162,963	188,025	222,127	34,102
	事業収益	83,139,718	97,551,073	92,122,599	91,229,373	△ 893,226
	受取補助金等	18,585,700	14,159,253	7,541,000	2,358,000	△ 5,183,000
	受託収入	206,218,592	198,032,573	205,086,696	231,326,837	26,240,141
	受取寄付金	988,951	1,044,816	967,198	630,732	△ 336,466
	雑収益	1,371,722	1,729,496	1,625,666	1,695,254	69,588
	経常収益計 ①	312,595,577	314,801,208	309,900,064	330,022,046	20,121,982
	事業費	299,256,510	303,580,514	315,540,124	357,841,760	42,301,636
	管理費	2,145,906	2,228,970	2,410,979	2,697,439	286,460
経常外増減の部	経常費用計 ②	301,402,416	305,809,484	317,951,103	360,539,199	42,588,096
	当期経常増減額 ①-②=③	11,193,161	8,991,724	△ 8,051,039	△ 30,517,153	△ 22,466,114
	経常外収益	0	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	当期経常外増減額 ④	0	0	0	0	0
	税引前当期一般正味財産増減額	11,193,161	8,991,724	△ 8,051,039	△ 30,517,153	△ 22,466,114
	法人税、住民税及び事業税	606,300	1,135,400	615,500	252,700	△ 362,800
	当期一般正味財産増減額	10,586,861	7,856,324	△ 8,666,539	△ 30,769,853	△ 22,103,314
	一般正味財産期首残高	72,755,046	83,341,907	91,198,231	82,931,692	△ 8,266,539
	一般正味財産期末残高	83,341,907	91,198,231	※82,931,692	52,161,839	△ 30,769,853
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高	414,406,099	414,406,099	414,406,099	414,006,099	△ 400,000
正味財産期末残高	指定正味財産期末残高	414,406,099	414,406,099	※414,006,099	414,006,099	0
	正味財産期末残高	497,748,006	505,604,330	496,937,791	466,167,938	△ 30,769,853

\*令和4年度以前の誤りを令和5年度に訂正しているため、令和5年度決算額の一般正味財産及び指定正味財産について、期首残高と期末残高に矛盾が生じています。

比較貸借対照表

科 目		現 在	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	(単位 円)	
			決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)	(B - A)
資産の部	現 金 預 金	29,451,566	36,634,976	38,686,432	9,725,170	△ 28,961,262	
	定 期 預 金	0	5,000,000	5,376,000	7,376,000	2,000,000	
	未 収 金	5,039,069	4,284,068	1,690,099	1,476,003	△ 214,096	
	た な 卸 資 産	355,680	315,120	410,520	1,970,975	1,560,455	
	仕 挂 金	56,991	33,491	142,158	184,972	42,814	
	貯 藏 品	0	0	0	10,000	10,000	
	前 渡 金	0	0	23,259	0	△ 23,259	
	前 払 費 用	2,835,370	2,843,880	3,051,173	2,921,821	△ 129,352	
	立 替 金	2,779	0	0	0	0	
	流 動 資 産 合 計	37,741,455	49,111,535	49,379,641	23,664,941	△ 25,714,700	
資産の部	定 期 預 金	1,740,090	1,740,090	2,116,090	1,629,090	△ 487,000	
	国 債	99,539,000	99,539,000	99,539,000	99,539,000	0	
	大 阪 府 債	0	0	99,205,000	99,205,000	0	
	北 海 道 債	199,067,000	199,067,000	99,486,000	0	△ 99,486,000	
	兵 庫 県 債	101,145,000	101,145,000	101,145,000	101,145,000	0	
	新 津 市 債	0	0	0	99,973,000	99,973,000	
	基本財産合計	401,491,090	401,491,090	401,491,090	401,491,090	0	
	鉄斎賞準備金	12,843,050	12,781,066	12,719,081	12,686,183	△ 32,898	
	芸術文化基金	13,662,802	14,328,493	14,890,572	15,134,419	243,847	
	文化事業準備金	75,973,300	60,973,300	58,973,300	56,973,300	△ 2,000,000	
負債の部	周年記念事業準備金	5,000,000	15,000,000	14,700,000	13,400,000	△ 1,300,000	
	特定資産合計	107,479,152	103,082,859	101,282,953	98,193,902	△ 3,089,051	
	建物附属設備	6,660	1	1	1	0	
	什 器 備 品	431,849	227,103	33,176	10	△ 33,166	
	リース資産	2,750,776	3,408,418	2,842,160	7,459,602	4,617,442	
	ソ フ ト ウ エ ア	0	0	0	754,000	754,000	
	長 期 前 払 費 用	243,636	84,474	0	49,914	49,914	
	そ の 他 固 定 資 産 合 計	3,432,921	3,719,996	2,875,337	8,263,527	5,388,190	
	固 定 資 産 合 計	512,403,163	508,293,945	505,649,380	507,948,519	2,299,139	
	合 計 ①	550,144,618	557,405,480	555,029,021	531,613,460	△ 23,415,561	
負債の部	未 払 金	17,611,150	15,820,390	17,679,114	21,013,071	3,333,957	
	未 払 消 費 税	4,501,400	3,085,900	6,086,500	3,808,100	△ 2,278,400	
	前 受 金	18,690,835	19,719,120	20,353,980	20,150,465	△ 203,515	
	預 り 金	975,905	1,146,870	2,296,122	1,290,241	△ 1,005,881	
	未 払 法 人 税 等	606,300	1,135,400	615,500	252,700	△ 362,800	
	賞 与 引 当 金	6,972,466	7,132,644	7,927,856	10,725,385	2,797,529	
	流 動 負 債 合 計	49,358,056	48,040,324	54,959,072	57,239,962	2,280,890	
	リース債務	3,038,556	3,760,826	3,132,158	8,205,560	5,073,402	
	固 定 負 債	3,038,556	3,760,826	3,132,158	8,205,560	5,073,402	
	合 計 ②	52,396,612	51,801,150	58,091,230	65,445,522	7,354,292	
正味財産の部	指 定 正 味 財 産 合 計 ③	414,406,099	414,406,099	414,006,099	414,006,099	0	
	(うち基本財産への充当額)	401,491,090	401,491,090	401,491,090	401,491,090	0	
	(うち特定資産への充当額)	12,915,009	12,915,009	12,515,009	12,515,009	0	
	一 般 正 味 財 産 ④	83,341,907	91,198,231	82,931,692	52,161,839	△ 30,769,853	
	(うち特定資産への充当額)	94,564,143	90,167,850	88,767,944	85,678,893	△ 3,089,051	
	正味財産合計③+④=⑤	497,748,006	505,604,330	496,937,791	466,167,938	△ 30,769,853	
	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 ② + ⑤	550,144,618	557,405,480	555,029,021	531,613,460	△ 23,415,561	

# 宝塚だんじりパレード実行委員会

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査

## 第2 監査の対象

宝塚だんじりパレード実行委員会（以下「パレード実行委員会」という。）における主に令和6年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行

- ・宝塚だんじりパレード事業補助金 4,000,000円

## 第3 監査の期間

事務局監査 令和7年10月 1日から令和7年11月28日まで

監査委員監査 令和7年11月28日

## 第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、收支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

## 第5 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 宝塚だんじりパレード事業補助金について

宝塚だんじりパレード事業補助金（以下「パレード補助金」という。）における補助対象経費の区分（以下単に「区分」という。）は、次表のとおりとなっています。

パレード補助金交付要綱別表（第5条関係）の「補助対象経費の区分」

補助対象経費の区分	内容
(1) 報償費	事業を行うために必要な外部専門家等に対する報償等の経費
(2) 消耗品費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費
(3) 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
(4) 手数料	事業を行うために受けた人的サービスの提供に対し必要な通信運搬費、広告宣伝費、手数料、筆耕翻訳料、保険料等の経費
(5) 委託料	事業を行うために必要な事務や業務の全部もしくは一部を他者に依頼して行う際の経費
(6) 使用料	事業を行うために必要な会場使用料、機材借料等の経費
(7) 雑費	事業を行うために必要な支払に係る振込手数料等の経費
(8) その他経費	前各号に掲げるもののほか、事業目的を達成するために市長が必要と認めたその他経費

他方、パレード実行委員会が提出した令和6年4月1日付補助金交付申請書の添付書類中「事業収支予算書」には、予算科目として会場設営費 250万円及び予備費 50万円が計上されており、上記の区分のいずれに該当するのか不明確な状況でした。所管課である観光にぎわい課に確認したところ、会場設営費は（2）消耗品費及び（5）委託料に、予備費は（4）手数料にそれぞれ該当したことです。

また、補助金交付決定通知書には「補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、令和6年4月1日付で申請のあった補助金交付申請書に記載のとおりとする。」旨の条件が付されています。このことについては「経費の配分と記載しているが、とりわけ各科目に上限額等設定しているわけではなく、また、交付決定時から実績報告までの間で各科目が変動する可能性もある。当該条件が実態にあっていないため、今後交付決定通知書内には記載しないことを検討する。」旨の説明を受けましたが、その一方で、「区分と事業予算書の科目とが完全に一致しないため振り分けに検討時間を要した。」旨の説明も受けており、各予算科目に対する上限額等の設定がなかったのかどうかは疑問が残ります。実績報告時における補助対象経費の確認のためにも、どの科目がどの区分に該当しているかは、交付決定時に明確化しておく必要があると考えます。

なお、補助事業実績報告書の添付書類である決算書では、区分に則した科目となっていますが、事業収支予算書で記載のあった収入の部がなくなり「第7回宝塚だんじりパレード支出決算書」となっており、予算と決算で整合がとれていません。

さらに、補助事業実績報告書の事業の完了年月日が令和6年4月29日となっているにもかかわらず、令和6年4月30日以降の支払分が含まれていました。このことについて、パレード実行委員会からは「第7回パレード実行委員会として開いた最終の反省会開催日が令和6年4月29日のため、その日を持って解散とした。」、所管課からは「令和6年4月30日以降の入出金も補助の対象としているが、解散後に発生した費用はなく、あくまでも、未入金、各業者への未払いなどの残務処理があったためである。令和6年4月29日に解散したものの、未払いの残務処理も残っており、パレード実行委員会の活動は継続されていた。」旨の説明を受けました。

これらの点を踏まえて今回の実績報告書は修正調整を行うとのことです、所管課においては、収入の部を含めた決算書に修正した実績報告書を再提出するよう指導してください。なお、決算書修正案では繰越金が発生する見込みとなっていますが、第7回パレード実行委員会が解散しており、第8回パレード実行委員会が存在していない状況の中で繰越金が発生していることは違和感があります。解散の考え方を含めて、パレード実行委員会としての組織運営について必要な助言を行うよう努めてください。

これらのことは全て、所管課の審査等が不十分であったため発生した事例であると考えます。適正な補助金の交付に努めてください。

## 第7 補助金等の概要

### 1 宝塚だんじりパレード事業補助金

本市の郷土文化である「だんじり」の保存と継承、観光資源としてだんじりの魅力を市内外へ発信し、まちの賑わいや活力の創出、観光振興及び地域のきずなづくりの推進を図ることを目的に、事業に必要な経費を補助するものです。

## 第8 パレード実行委員会の概要

### 1 名称

第7回宝塚だんじりパレード実行委員会

### 2 目的及び組織

宝塚市内において開催する「第7回宝塚だんじりパレード」を企画・運営することを目的として、宝塚だんじり連合保存会、宝塚市国際観光協会、宝塚市をもって組織されており、実行委員は、宝塚だんじり連合保存会の会員地区から選出されています。

### 3 市との関係

#### (1) 市出資額

該当なし

#### (2) 役員の兼務等

実行副委員長（市職員）

特定非営利活動法人 コスモス  
特定非営利活動法人 兵庫虹の会  
社会福祉法人 希望の家

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査

## 第2 監査の対象

特定非営利活動法人コスモス（以下「コスモス」という。）、特定非営利活動法人兵庫虹の会（以下「兵庫虹の会」という。）及び社会福祉法人希望の家（以下「希望の家」という。）における主に令和6年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行

- ・地域活動支援センター補助金

コスモス

（地域活動支援センター ふらっと） 5,210,000円

兵庫虹の会

（地域活動支援センター あおぞら） 11,202,000円

（地域活動支援センター 虹の家） 9,489,000円

希望の家

（地域活動支援センター ひなた（陽）） 11,387,000円

- ・希望の家補助金

希望の家（「希望の家ワークセンター」改築費償還補助金）

2,924,606円

## 第3 監査の期間

事務局監査 令和7年10月 1日から令和7年11月28日まで

監査委員監査 令和7年11月28日

## 第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書

及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

## 第5 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 地域活動支援センター補助金について

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターに対し、適正な運営及び<sup>がい</sup>障碍のある方の自立に寄与することを目的として、その経費の一部を補助しています。

今回監査対象としたコスモスの地域活動支援センターふらっと（以下「支援センターふらっと」という。）に対して地域活動支援センター補助金を支出していますが、車両に関する補助対象経費について団体に確認したところ、「令和5年度の車両を使用する支援センターふらっとの業務については、当初、全体の5分の1程度の使用を想定していたが、実際にはほとんど使用しない状況であった。車両の利用状況の検証が不十分であったため、按分率を修正しないまま実績報告を行った。この按分率については、令和6年度も同内容で計上した。また、令和5年度の自動車保険においても、10分の9の按分で計上しているが、こちらも誤っていることを確認した。今後については、支援センターふらっとの車両使用頻度が著しく少ない現状を踏まえ、車両を保有せず、必要な場合には他事業所の車両を借用する形で運用を行う。」旨の説明を受けました。

支援センターふらとについては補助対象経費の報告誤りにより、令和3年度に補助金の一部返還に至った経緯があり、令和3年度の財政援助団体監査においても所管課に対して、実績報告書の確認及び実地調査に当たっては慎重かつ確実に実施するとともに、事務の実施に係るマニュアル作成等により適正な補助金執行に取り組むこと、事業者が利用形態を変更した場合には事業者から文書による報告書を提出させること、所管課においても変更内容を記録、保管する旨の意見をしています。

支援センターふらとの車両に関する補助対象経費の按分根拠の確認方法及び今後の対応方法について所管課に確認したところ、「令和5年度の（所管課による）監査実施以降、実績報告書の歳出決算書における備考に各按分率を明記するよう指導している。令和5年度に按分率の確認を行って以降、毎年度の按分率の根拠や前年度からの状況変化などについて確認できていなかった。他事業との費用按分が発生する事業所に対しては、補助金申請や実績報告の各機会において、按分率の根拠資料も提出を求める。今回発覚した内容については改めて事業所に確認を取り、是正を求めた上で補助金が減額になるようであれば返還を求める。」旨の説明を受けました。

実績報告の確認等については前回の財政援助団体監査でも意見している内容であり、意見した内容が確実に実施できていない状況にあります。補助対象経費の報告誤りにつ

いては補助金額に影響を与えることもあることから、団体を指導するとともに、補助金申請及び実績報告の確認を確実に行い再発防止に努めてください。

また、今回発覚した内容について確認し、補助金が減額となる場合は補助金の返還を求めてください。

## 第7 補助金等の概要

### 1 地域活動支援センター補助金

地域活動支援センターを設置し障碍者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するものです。

### 2 希望の家補助金

希望の家ワークセンターの改築に際し、国県補助金の対象外となる費用の一部について、希望の家が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金償還金額分を補助するものです。

## 第8 各団体の概要

### 1 コスモス

#### (1) 目的及び事業

この法人は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活支援を行う施設の運営や事業を行うとともに、精神障害者を抱える家族に対して必要な相談業務を行い、精神保健福祉の啓発に努めることによって地域社会における福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- ア 関係法規に基づく障害福祉サービス事業
- イ 関係法規に基づく地域生活支援事業
- ウ 小規模作業所の運営
- エ 精神障害者を抱える家族の相談・助言
- オ 精神保健福祉啓発事業
- カ 精神障害者の家族交流事業

#### (2) 市との関係

- ア 市出資額  
該当なし
- イ 役員の兼務等  
該当なし

### 2 兵庫虹の会

#### (1) 目的及び事業

この法人は、地域で生活する知的・精神・身体障碍者の生きがいと就労の場及び仲

間作りの場を運営すると共に、知的・精神・身体障がい者のニーズに対応して、その地域生活を支援する自立支援事業並びに知的・精神・身体保健福祉に関する啓発事業等を実施することにより、誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

ア 障害福祉サービス事業

イ 地域活動支援センター事業

ウ 知的・精神・身体障がい者の自立支援事業

エ 知的・精神・身体保健福祉の啓発事業

オ 地域生活支援事業

#### (2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

### 3 希望の家

#### (1) 目的及び事業

ア 社会福祉事業

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

(ア) 第1種社会福祉事業

　a 障害者支援施設の経営

(イ) 第2種社会福祉事業

　a 障害福祉サービス事業の経営

　b 相談支援事業の経営

　c 障害児通所支援事業の経営

イ 公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行っています。

(ア) 希望の家歯科診療所の設置経営

(イ) 希望の家グリーンホームクリニックの設置経営

ウ 収益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行っています。

(ア) 希望の家宝くじ販売所の設置運営

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし